

指定管理施設の管理運営評価票（評価対象年度：令和 6 年度）

施設所管部署	生きがい・交流部 文化振興課
評価対象期間	令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 11 年 3 月 31 日
評価対象年度指定管理料	1 2 4, 7 6 6, 0 0 0 円

1. 施設の概要等

施設の概要	名称	焼津市大井川文化会館
	所在地	焼津市宗高 8 8 8
	設置目的	地域文化の振興を図ることを目的とする
	設備の概要	(施設面積) 4, 8 6 3. 9 6 m ² (施設内容) ホール、リハーサル室、体感ルーム

2. 指定管理者の概要等

指定管理者	名称	公益財団法人 焼津市振興公社 代表者 理事長 吉永律子
	所在地	焼津市三ケ名 1 5 5 0 番地
指定管理業務の内容		☐ 使用の許可及び施設の供用に関する業務 ☐ 使用料の収受に関する業務 ☐ 施設及び附属設備の維持及び管理に関する業務 ☐ 文化催事事業の企画・実施に関する業務 ☐ その他市長が必要と認める業務
指定期間		令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 11 年 3 月 31 日

3. 指定管理者業務運営項目評価

評価項目	指定管理者		市	
	自己評価	評価の理由	評価	評価の理由
1. 施設体制に関する評価	B	協定書等に準拠した施設体制を整えており、利用者からの料金徴収、管理記録あるいは緊急時対応、法令等遵守などの各項目について遅滞・問題なく遂行している。 利用者からの料金徴収等に伴う現金の取り扱いを最小限にするため入場料はキャッシュレス対応として PayPay による支払も可能としている。また、会館使用料は金融機関に	B	外部コンサルタントや社会保険労務士等の専門家から適切な指導を受けながら協定書に準じた体制を整えており、連絡調整や緊急対応についても適正に行われている。 PayPay による決済は、職員の現金管理に要する労力の軽減と、利用者の利便性向上に繋がっている。今後は PayPay 以外のキャッシュレス決済の導入を検討して、更なる利便性の向上に

		直接納付するよう市納付書を発行し、会館窓口での現金による納付は原則行っていない。現金を取り扱う場合は、取扱者以外の職員が検収を行い必ず2人以上の職員によるチェックを行っている。 また、アクティブおおいがわや大井川商工会、地域交流センター等と共催により、各種事業を開催しており、日程・内容について関係団体と綿密に打ち合わせを行っている。 年間2回の消防訓練については会館常駐勤務している全職員（舞台操作業務、清掃業務、施設運転管理業務従事者含む）及び受託事業開催時ボランティアスタッフが参加し、火災発生場所は事前に知らせずに火災感知器盤の警報により訓練を開始し、より実践に近い形式で行った。 法令等遵守については公益法人コンサルタント、社会保険労務士と業務委託を締結し、その都度適切な指導を受けている。		努めていただきたい。 関係団体と「おおいがわフェア」等のイベントを開催するなど、焼津のブランド力の向上と市民が幅広い分野の芸術に触れ、楽しむ機会の充実が図られている。 消防訓練については、火災発生場所を事前に知らせずに実施することで、職員の緊急時対応のスキルアップに繋がっている。
2. サービス内容や水準に関する評価	B	コロナ前の利用状況に戻すべく積極的に事業の開催に努めており、年間利用者数は68,926人、施設全体稼働率は61.9%と対前年度それぞれ9,957人、4.3ポイント増加し、以前の状況に戻る気配が感じられている。 利用者の満足度についてはアンケート調査により貸館利用者からは95.0%、公演では98.0%とそれぞれ高い評価を得ることができた。 芸術文化事業については、予定していた27本を予定通り開催し、鑑賞型事業については、ほとんどの公演が想定を上回る入場者数となり、全体の入場者	B	魅力的な事業企画及び市民が利用しやすい施設環境の提供により、利用者数もコロナ期から復調傾向にある。 施設利用者アンケート及び事業アンケートともに高評価を得ており、良好な水準を保っている。 ピアノマラソン、吹奏楽フェスティバル等の地域密着型事業を開催することで、焼津文化会館とは異なる特色を出すことが出来ている。

		数を押し上げた。		
3. 収支等の評価	B	隣接する金融機関に入場料等収入用口座を備えている。 予算執行については公社会計規程に基づき3館（焼津文化会館・大井川文化会館・天文科学館）共通の会計システムを導入し、会計事務所の指導のもと適正に処理している。 事業収支については、職員の販売努力による主催事業の券売数の増加等により、芸術文化事業収支がプラスとなったほか、支出の抑制に努めたため、猛暑による冷房需要の激増による燃料費（灯油）の大幅な経費増を含んでも、指定管理料不用額9,500千円を協定に基づき市に返還することができた。 経営状況分析においては、自己資本比率・流動比率等も安定しており、それぞれの指標で営利を目的としない公益財団法人として普通以上から理想とする数字を維持している。	B	予算の執行については、独自に会計システムを導入しており、会計事務所の指導の下、適切に処理されている。 効果的な予算執行を心掛け、経費削減に努めるとともに、独自財源の確保を図り、安定した財政基盤が構築できている。
総合評価	B	大井川文化会館の指定管理者として協定書等を遵守し、適正な管理に努めた。 新型コロナ蔓延前の利用状況に戻すべく、積極的な事業の開催に努めた。利用者数及び施設全体稼働率もそれぞれ増加しており、各アンケート調査でも高い評価を得ることができた。 収支については、支出の抑制に努めたことに加え、芸術文化事業収支のプラスもあり、不用額を含め9,500千円を返還した。 経営分析指標も公益財団法人として理想とする数字を維持している。	B	貸館事業者とのきめ細かい連絡調整や大規模イベントの増加、施設の特徴を活かした事業の開催が、稼働率及び利用者数の維持に繋がっている。 ジャンル、年齢層、収支バランスを考慮しながら来館者のニーズに応えるように努め、催事に関するアンケートも高評価を得ている。 また、地域密着型の事業を多く開催することで、焼津文化会館との差別化を図るとともに、地域の繋がりの強化及び芸術文化を支えていく市民や団体の活動を支援した。 このことから、全般的な運営について評価できる点が多く、一定の水準を満たした管理内容であると考え

				る。
--	--	--	--	----

【評価区分】

評価基準：A（優良）協定書、仕様書等を遵守し、その水準よりも優れた管理内容である。

B（良好）協定書、仕様書等を遵守し、その水準に概ね沿った管理内容である。

C（課題含）協定書、仕様書等を遵守しているが、管理内容の一部に課題がある。

D（要改善）協定書、仕様書等を遵守しておらず、改善の必要な管理内容である。